

監査対象局が法務局に対し行う土地・建物に関する登記事項証明書の交付申請に係る決裁文書において、部分公開文書とすべきものを全部公開文書として決裁しているものが見受けられた。

また、公印審査の日付の訂正印がないもの、現金出納簿の収入日付を訂正せず上書きしているもの、文書主任による公文書の審査が行われていないもの、決裁権限のない者が決裁しているものなど、不適正なものが多数見受けられたので、注意されたい。

(意見)

住宅用火災警報器の完全設置について

火災予防条例においては、各住宅は住宅用防災警報器（以下「警報器」という。）等を設置することとされ、平成23年6月1日から完全義務化となっている。

監査対象局では、設置率90%を平成23年度の目標としているが、平成23年6月時点の調査では、警報器の設置率は約79%にとどまっております。未設置理由として価格が高いことや効果に疑問を感じているという声が多く、その必要性が十分に理解されていないことが、設置の進まない原因の一つであると分析されている。

しかしながら、事が人命にかかわる重大なものであることから、今後、市民に警報器の設置が非常に有効な火災被害の防止策であることを十分に理解していただくよう努力するとともに、地域とも連携して、全住戸の完全設置に向け、取組の強化に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第5項の規定による平成23年度定期監査、随時監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年3月23日

大阪市監査委員 前 田 修 身
同 床 田 正 勝
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成23年度定期監査、随時監査等結果報告の公表

(区役所等における現金等出納保管事務)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成23年11月28日から同年12月22日まで

2 監査の対象

区役所等における現金等出納保管事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、24区役所のうち都島区、此花区、天王寺区、淀川区、旭区及び西成区を抽出し、それぞれ保健福祉センターに関する事務を所管している保健福祉課について、現金等の出納保管に関する事務が関係法令等へのとおり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成23年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金等は適正に保管されているか。
- イ 現金による収入金は適正に取り扱われているか。
- ウ つり銭は適正に取り扱われているか。
- エ 資金前渡金は適正に取り扱われているか。
- オ 小口支払基金は適正に取り扱われているか。

(2) 監査の実施方法

監査時における現金等在高を確認するとともに、出納に係る事務処理については、平成23年度分から抽出のうえ調査を実施し、適宜、関係職員から説明を聴取した。

重点的に調査を行った項目は以下のとおりである。

- ア 金庫等における現金等の保管状況を確認した。
- イ 現金による収入金について、現金在高を確認するとともに、証拠書類を調定決裁や日計表との照合を行った。また、調定決裁や日計表と納付書・領収証書を照合し、金融機関等への払込みが適正に行われているかの確認を行った。
- ウ つり銭について、設定決裁を閲覧し、現金在高の確認を行った。
- エ 資金前渡金について、支出決裁及び現金出納簿を閲覧し、現金在高の確認を行った。また、現金出納簿と証拠書類との照合を行った。
- オ 小口支払基金について、小口支払基金出納決議簿を閲覧し、現金在高の確認を行った。また、小口支払基金出納決議簿と証拠書類との照合を行った。

第2 取扱現金等の種類

今回監査を実施した保健福祉課において取り扱っている現金等の種類については次のとおりであり、主な取扱現金の額等は表-1及び表-2のとおりである。

1 収入金

直接現金で領収している収入金の主なものは、保健所使用料、保健所手数料及び生活保護費返還金である。

2 資金前渡金

区会計管理者等が、職員に対し、現金支払をさせるために、概括的に交付した資金である。主な資金前渡金は、被保護者へ支給するための生活保

護費等である。

3 小口支払基金

小口支払基金は、小額（1件あたり20,000円以下）の物品購入代金等の経費の支払を円滑に行うために設けられた基金である。

4 切手等

各種検診等の通知を送付するために使用する切手等である。

表－1 主な取扱現金

(単位：円)

区名	収入金	資金前渡金	小口支払基金 (設定額)
都島区	24,511,959	615,890,000	70,000
此花区	5,251,650	261,500,000	70,000
天王寺区	8,390,263	278,310,413	90,000
淀川区	26,431,599	548,190,000	75,000
旭区	32,633,618	555,597,610	60,000
西成区	100,472,855	2,268,205,481	70,000

(注) 1 平成23年4月1日から10月末日までの間の主な取扱現金の額を示す。

2 資金前渡金は、つり銭を除いた金額を示す。

表－2 現金等検査時保管額

(単位：円)

区名	主な担当等	現金保管額	切手等	検査日
都島区	運営	35,044	16,140	平成23年12月1日
	福祉、介護保険	227,222	5,606	平成23年12月12日
	支援	19,377,781	100	平成23年12月14日
此花区	支援等	31,368,039	24,952	平成23年11月30日
天王寺区	健康推進、介護保険等	159,651	28,800	平成23年12月1日
	福祉サービス等	20,287	59,393	平成23年12月20日
	支援	25,065,950	42,500	平成23年12月22日
淀川区	健康づくり、介護保険等	347,922	101,850	平成23年11月29日
	支援	17,220,556	0	平成23年12月8日
旭区	地域福祉、介護保険等	255,295	28,690	平成23年11月30日
	支援	26,358,278	0	平成23年12月6日
西成区	地域福祉、介護保険等	444,109	98,377	平成23年11月29日
	支援	370,764,283	116,237	平成23年12月15日
	地域保健等	0	4,390	平成23年12月16日

(注) 1 現金保管額は、当該検査日における検査を実施した担当等に保管されていた収入金、資金前渡金（預金を含む。）、小口支払基金（預金を含む。）及びつり銭の合計額である。

(つり銭については、持出し中のものを除く。)

2 切手等は、切手、はがき、収入印紙である。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正な事務等の執行に一層努力されたい。

1 現金の取扱いについて

(1) 現金出納簿の記載等について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

会計規則によれば、出納員等が歳入を領収したときは、現金出納簿に登記するものとされ、また、資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備え、出納のつどこれを整理しなければならないとされている。

しかしながら、次のような不適正な事例が見受けられたので、現金出納簿については、会計規則に基づき適正に取り扱うよう注意されたい。

- ・ 現金出納簿（介護保険料）が作成されていないもの（都島区）
- ・ 現金出納簿（生活保護費資金前渡金）に記載漏れがあるもの（淀川区）
- ・ 現金出納簿（生活保護費資金前渡金）に記載誤りがあるもの（都島区）
- ・ 現金出納簿（介護保険料、生活保護費資金前渡金）に記載誤りがあるもの（淀川区）

(2) 私金と混同し管理しているものなどが見受けられたので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

会計規則によれば、区現金取扱員は、その取り扱う現金を私金と混同してはならないとされている。

しかしながら、西成区においては、返還金等を徴収する際に使用する両替用資金として大阪市民生委員児童委員連盟から現金5,000円の提供を受け使用していた。

また、淀川区においては、保健所使用料等の両替用資金として職員の私金756円が金庫に保管されていた。さらに、介護保険料収入金、介護保険料つり銭用両替資金及び介護保険料還付用の資金前渡金について、領収証書等の証拠書類と現金保管額が一致していなかった。

現金の管理については、会計規則に基づき、適正に処理を行うよう注意するとともに所要の措置を講じられたい。（淀川区、西成区）

2 生活保護費返還金等の領収手続等について

区保健福祉課においては、生活保護法第63条の規定による返還金、同法第77条及び第78条の規定による徴収金並びに地方自治法施行令第159条の規定による戻入金等（以下、「返還金等」という。）、様々な現金を領収しているが、それらに係る手続等について確認したところ、次のとおり不適正な事例が見受けられた。

(1) 区現金取扱員の任命手続について不適正な事例が見受けられたので注

意するよう求めたもの等

会計規則によれば、区現金取扱員は関係区出納員又は区分任出納員の命を受け、それぞれの事務をつかさどり、区出納員、区分任出納員は区現金取扱員に事務を命じたときは、その旨を区会計管理者に報告しなければならないものとされているが、淀川区、旭区及び西成区については、区現金取扱員の任命手続がなされていないケースワーカーが現金を取り扱っていたので注意されたい。

また、同規則によれば、出納員等が歳入を領収したときは、領収証書を納人に交付することとされているが、今回監査を実施した6区役所すべてにおいて、領収証書ではなく区出納員等に該当しない査察指導員名で、「預り書」を被保護者に対し交付し、後日領収証書を交付するような取扱いとなっていたので、適正な取扱いとするよう改められたい。

(都島区、此花区、天王寺区、淀川区、旭区、西成区)

- (2) 現金出納簿の記載等について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

会計規則によれば、出納員等が「返還金等」の歳入を領収したときは、現金出納簿に登録するものとされている。

一方、「返還金等」の額が決定されるまでの間、被保護者が区窓口にて持参した現金を例外として一時的に預かる場合については、健康福祉局作成の「生活保護経理事務マニュアル」に基づき、当該現金（以下、「預かり金」という。）を「現金保管簿」で管理することとされている。

しかしながら、今回監査を実施した6区役所のうち、都島区及び天王寺区においては、「返還金等」の歳入と「預かり金」を併せて現金出納簿に記載しており、また、淀川区、旭区及び西成区においては、現金出納簿自体が作成されておらず、「返還金等」が「現金保管簿」で管理されていたので、注意されたい。

(都島区、天王寺区、淀川区、旭区、西成区)

- 3 現金で受け取った遺留金について長期間保管していたので注意するよう求めたもの

健康福祉局作成の「生活保護経理事務マニュアル」によれば、医療機関や施設に入院・入所中の単身被保護者が死亡し、やむを得ず現金で遺留金を受け取る際は、速やかに収納手続を行うこととされている。

しかしながら、旭区においては、現金で受け取った遺留金を長期間保管したままとなっていたものが見受けられたので、注意されたい。（旭区）

- 4 切手等の取扱いについて

- (1) 切手等の管理について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、切手等の使用時には、受払簿を用意し、増減及び残数の管理を確実にを行い、受払時には、係長級以上の職員が確認印を押印することとされている。

しかしながら、次のような不適正な事例が見受けられたので、切手等の管理については、同マニュアルに基づき、厳正に取り扱うよう注意されたい。

- ・ 受払簿が作成されていないもの（西成区〔地域保健グループ 栄養調査用〕）
- ・ 受払簿に記載漏れがあるもの（都島区、此花区、淀川区、西成区）
- ・ 受払簿に記載誤りがあるもの（西成区）
- ・ 受払簿の残高と保管枚数が一致していないもの（西成区）
- ・ 保管責任者の確認記録が行われていないもの（都島区、西成区）

- (2) タクシー乗車券の管理について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、タクシー乗車券の交付を受けようとする者は交付簿に必要事項を記入・押印し、取扱責任者に申請しなければならないとされている。

しかしながら、次のような不適正な事例が見受けられたので、タクシー乗車券の管理については、同要領に基づき、厳正に取り扱うよう注意されたい。

- ・ 交付簿が作成されていないもの（都島区）
- ・ 交付簿に必要事項の記載、押印のないもの（此花区、旭区）

- 5 未使用の領収証書等の残数管理が行われていなかったもので注意するよう求めたもの

今回監査を実施した6区役所すべてにおいて、下記の領収証書等の受払簿が作成されておらず、未使用分の残数管理が行われていなかったもので、注意されたい。

- ・ 介護保険料その他の徴収金領収証書（都島区、天王寺区、淀川区）
- ・ 遺留金を受領する際に使用している領収書

（都島区、此花区、天王寺区、淀川区、旭区、西成区）

- 6 小口支払基金の運用について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

小口支払基金管理規則によれば、資金前渡受領者は、小口支払基金出納決議簿を備え、資金の収支を明らかにしておかなければならないとされており、小口支払基金取扱要領には、具体的な支払い手続が示されている。また、緊急時における職員の立替払いについても、直ちに繰入手続を行うことを条件として例外的に認める旨の通知が別途なされている。

しかしながら、次のような不適正な事例が見受けられたので、小口支払基金の運用については、適正な運用を行うよう注意されたい。

- ・ 事前決議が行われていないもの（都島区、淀川区、西成区）
- ・ 職員による立替が常態化し、立替期間が長期間に及んでいるもの
（此花区、淀川区）
- ・ 履行確認が行われていないもの
（都島区、淀川区）

(意見)

多額の現金を保管している状況について

区保健福祉課においては、広範な保健・福祉事業を実施しており多種多様な現金等を取り扱っているが、特に、生活保護では日々多額の現金を取り扱っており、とりわけ適正な現金管理が求められ、会計室作成の「公金安全保管マニュアル」においても、公金を安全に保管するためには、現金の取扱いを最小限にとどめることとされている。

今回監査を実施した6区役所のうち此花区を除く5区役所においては、資金前渡を受けた生活保護費について、定例支払日以降も多額の現金を長期間保管している状況が見受けられたが、支払日を定めている現金を長期間保管しておく必要性は乏しく、公金事故を未然に防止する観点から、早期に戻入し、多額の現金を保管している状況を改めるよう検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成23年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年3月23日

大阪市監査委員 前 田 修 身
同 床 田 正 勝
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成23年度出資団体監査結果報告の公表

(大阪外環状鉄道株式会社)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成23年11月28日から同年12月16日まで

2 監査の対象

大阪外環状鉄道株式会社

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、大阪外環状鉄道株式会社における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にとり適正に行われているかという観点から、主として平成22年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。

- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 団体の所管局である計画調整局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第2 団体の概要

1 設立年月日

平成8年11月21日

2 資本金（平成22年度決算）

14,469,800千円（本市出資額4,153,700千円〔28.71%〕）

3 設立目的

大阪東部地域において都心に対し放射状に整備されているJR、私鉄、地下鉄の各路線を有機的に結ぶ新たな鉄道ネットワークの整備を図るため、単線で貨物運行が行われていた城東貨物線を複線・電化し、新大阪～久宝寺間において旅客運行を行うためのおおさか東線（大阪外環状線）建設を目的としている。

4 役員数及び従業員数（平成23年11月1日現在）

取締役 8名（常勤5名、非常勤3名）

監査役 3名（常勤1名、非常勤2名）

従業員 17名（本市派遣4名、本市OB2名、その他11名）

5 主な事業

本法人は、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業者として、おおさか東線の建設を進め、平成20年3月に南区間（放出～久宝寺間）を開業し、平成30年度末全線開業に向け現在北区間（新大阪～放出間）の建設を進めている。

総事業費 1,197億円

事業手法

国の「幹線鉄道等活性化事業費補助制度」の適用による鉄道整備
幹線鉄道等活性化事業費補助（平成8年度創設）

第三セクターが行う貨物鉄道の旅客線化事業に対し、その費用の一部について助成。地方も国と同額を補助。

補助対象分・1,068億円

出資金 20%	補助金 25.92%	借入金 54.08%
地方 14%	国 12.96%	地方 37.86%
民間 6%	地方 12.96%	金融機関 16.22%

補助対象外分・129億円

出資金 20%	借入金 80%
地方 14%	地方 56%
民間 6%	金融機関 24%

地方の負担割合は、大阪市・大阪府 各41%、東大阪市 12%、吹田市・八尾市 各3%

本市負担額（完成までの見込額） 321億円

（出資金 69億円 補助金 57億円 貸付金 195億円）

6 決算状況

平成22年度の貸借対照表及び損益計算書は、表－1及び表－2のとおりである。なお、表－1及び表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表
(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,295,864	流動負債	1,592,472
現金及び預金	217,593	短期借入金	200,000
未収金	1,073,033	1年以内返済予定の長期借入金	333,320
未収消費税等	1,211	未払金	1,021,587
その他流動資産	4,026	未払法人税等	17,860
		未払利息	487
固定資産	44,463,014	賞与引当金	8,430
鉄道事業固定資産	33,959,584	その他流動負債	10,788
有形固定資産	18,638,477	固定負債	34,025,667
無形固定資産	15,321,107	長期借入金	30,648,860
建設仮勘定	9,090,631	長期前受金	3,368,790
投資その他の資産	1,412,798	その他固定負債	8,016
差入保証金	7,492	負債計	35,618,140
長期前払費用	1,405,305		
		(純資産の部)	
繰延資産	7,849	株主資本	10,148,588
株式交付費	7,849	資本金	14,469,800
		利益剰余金	△ 4,321,211
		その他利益剰余金	△ 4,321,211
		繰越利益剰余金	△ 4,321,211
		純資産計	10,148,588
資産合計	45,766,728	負債・純資産合計	45,766,728

表-2

損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
鉄道事業営業収益		
線路使用料収入	800,536	
運 輸 雑 収	43,579	844,115
鉄道事業営業費		
一 般 管 理 費	49,529	
諸 税	165,148	
減 価 償 却 費	1,708,770	1,923,448
鉄 道 事 業 営 業 損 失		1,079,333
営業外収益		
受 取 利 息	619	
雑 収 入	323	942
営業外費用		
支 払 利 息	178,738	
株 式 交 付 費 償 却	5,264	184,003
経 常 損 失		1,262,393
特別利益		
補 助 金 等 受 入 額	9,542	9,542
特別損失		
補 助 金 等 圧 縮 損	9,542	
固 定 資 産 除 却 損	960	10,502
税引前当期純損失		1,263,354
法人税、住民税及び事業税	2,010	2,010
当期純損失		1,265,364

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

- 1 労働基準法に定める休憩時間を与えていなかったもので注意するよう求めたもの

労働基準法によれば、1日の労働時間が8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされている。

しかしながら、本法人の超過勤務命令簿を抽出により確認したところ、臨時社員が超過勤務を行ったことにより1日の労働時間が8時間を超えているにもかかわらず、休憩時間を45分しか与えていない事例が見受けられたので、社員の健康保持の観点からも、法定の休憩時間を与えるよう注意されたい。

- 2 週の労働時間が労働基準法の定める時間を超えているにもかかわらず割増賃金が支給されていなかったため注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

労働基準法によれば、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間の労働時間については、割増賃金を支払わなければならないとされている。

しかしながら、本法人の社員の勤怠について抽出により確認したところ、休日振替を実施したことによって週の労働時間が40時間を超えているにもかかわらず、労働基準法に定める割増賃金が支給されていなかった事例が見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

- 3 勤怠処理について各種書類の整合性が取れていなかったため注意するよう求めたもの

本法人の社員の勤怠について抽出により確認したところ、出勤簿では出張として処理されているものの、旅行命令簿兼精算旅費内訳書に当該出張に関する用途先・用務及び旅行日の記載がない事例が見受けられたので注意されたい。

- 4 使用の見込みのないテレホンカードの必要性について精査するよう求めたもの

本法人では、業務連絡用としてテレホンカードを保有しているが、業務用携帯電話の契約も行っていることから、テレホンカードについては、平成19年度以降使用実績がなく、今後使用される見込みもないので、その必要性について精査されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成23年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年3月23日

大阪市監査委員 前 田 修 身
同 床 田 正 勝
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成23年度出資団体監査結果報告の公表

(財団法人 大阪市救急医療事業団)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成23年11月28日から同年12月16日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪市救急医療事業団

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪市救急医療事業団における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成22年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 寄附行為及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。
- ク 団体の所管局である健康福祉局が、団体の事業運営を十分把握し、

指導的役割を果たしているかについて検証した。

第 2 団体の概要

1 設立年月日

昭和51年 4月 1日

2 基本金

500万円（全額本市出えん）

3 設立目的

本市が行う救急医療対策の円滑な推進を図るため、大阪府医師会等関係諸団体の協力のもとに休日、夜間、災害時等の医療を確保し、もって地域住民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

4 役員数及び従業員数（平成23年11月 1日現在）

理 事 21名（うち20名は非常勤）

監 事 2名（非常勤）

職 員 246名（本市派遣 1名、本市OB 16名、団体固有職員 7名、急病診療事業等契約職員222名、理事兼務 1名は含まない。）

5 主な事業（平成22年度実績）

(1) 休日急病診療所事業

都島、西九条、十三、今里、沢之町及び中野休日急病診療所の運營業務

	休日昼間	平日夜間
診療日数	71日	243日
診療時間	10：00～17：00	20：30～23：30
診療科目	内科・小児科	小児科
延患者数	25,839人 (内科9,838人、小児科16,001人)	2,252人

※休日昼間は日曜・祝日及び年末年始（12/30～1/4）のみ、平日夜間は月曜日から金曜日まで。なお、平日夜間は中野休日急病診療所のみ。

(2) 中央急病診療所事業

中央急病診療所の運營業務

診療科目	内科	小児科	眼科	耳鼻咽喉科
診療日数	365日	365日	365日	365日
延患者数	11,060人	20,253人	10,981人	19,346人
診療時間	平日	22：00～6：00	22：00～ 1：00	
	土曜	15：00～6：00	15：00～22：00	
	日曜祝日・年末年始	17：00～6：00	10：00～22：00	

(3) 救急病院確保事業

大阪市域の救急病院確保業務

病院数 90病院

延病院数 39,653病院

(4) 救急安心センター救急医療電話相談事業

救急安心センターおおさかの救急医療電話相談業務

相談件数 75,571件

6 決算状況

平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表－1及び表－2のとおりである。なお、表－1及び表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度
資 産 の 部	
1 流 動 資 産	
現金預金	79,966,185
未収金	161,015,596
貯蔵品	17,949,977
前払金	1,881,874
有価証券	104,871,910
貸倒引当金	3,673,809
流動資産合計	362,011,733
2 固 定 資 産	
基本財産	
預金	5,000,000
特定資産	
退職給付引当資産	49,859,934
その他固定資産	
電話加入権	341,500
固定資産合計	55,201,434
資 産 合 計	417,213,167
負 債 の 部	
1 流 動 負 債	
未払金	358,934,118
預り金	3,419,115
流動負債合計	362,353,233
2 固 定 負 債	
退職給付引当金	49,859,934
固定負債合計	49,859,934
負 債 合 計	412,213,167
正味財産の部	
1 指定正味財産	5,000,000
2 一般正味財産	0
正味財産合計	5,000,000
負債及び正味財産合計	417,213,167

表-2

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度決算	備 考
一般正味財産増減の部		
1. 経常収益		
基本財産運用収益	6,000	
基本財産利息収益	6,000	
事業収益	1,426,031,733	
診療収益	1,040,557,066	
急病診療事業受託収益	98,678,643	
救急安心センター救急医療電話相談事業受託収益	117,081,885	
救急病院確保事業受託収益	169,714,139	
雑収益	224,973	
雑収益	98,605	
受取利息収益	126,368	
経常収益計	1,426,262,706	
2. 経常費用		
急病診療事業費	1,079,498,821	
人件費	798,657,075	
報酬	427,994,450	
給与	343,612,814	
福利厚生費	27,049,811	
物件費	280,841,746	
光熱水費	11,755,579	
委託料	134,085,086	
修繕料	6,637,513	
使用料	12,674,145	
通信運搬費	26,826,996	
消耗品費	17,168,447	
手数料	1,753,849	
医薬材料費	68,086,758	
損害保険料	1,076,164	
その他	777,209	
救急安心センター救急医療電話相談事業費	113,407,484	
人件費	110,031,573	
報酬	55,350,000	
給与	50,033,303	
福利厚生費	4,648,270	
物件費	3,375,911	
委託料	330,302	
修繕料	1,124,160	
使用料	223,360	
消耗品費	940,741	
手数料	330,863	
広告料	70,000	
会議費	0	
その他	356,485	

		(単位:円)	
科 目		当年度決算	備 考
管 理 費		39,483,180	
人 件 費		27,344,428	
報 酬		2,274,325	
給 与		22,448,636	
福利厚生費		2,621,467	
物 件 費		12,138,752	
光熱水費		2,775,291	
委 託 料		421,420	
使 用 料		914,262	
通信運搬費		1,252,596	
消耗品費		2,384,915	
手 数 料		2,465,524	
広 告 料		322,748	
会 議 費		15,313	
そ の 他		1,586,683	
救急病院確保事業費		169,714,139	
退職給付引当費用		3,600,888	
貸倒引当金繰入		1,169,697	
租税公課		18,712,406	
雑損失		676,091	
経 常 費 用 計		1,426,262,706	
当期一般正味財産増減額		0	
一般正味財産期首残高		0	
一般正味財産期末残高		0	
指定正味財産増減額		0	
当期指定正味財産増加額		0	
指定正味財産期首残高		5,000,000	
指定正味財産期末残高		5,000,000	
正味財産期末残高		5,000,000	

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 決算事務について

- (1) 税金に関する勘定科目の適用について注意、改善するよう求めたもの等

正味財産増減計算書作成に際し、法人税、法人住民税を経常費用の租税公課として処理しているが、これらの税額は課税所得が存在する年度のみ発生するという点において、通常租税公課勘定で経常的に処理されるべき固定資産税等の他の税額と性質を異にするため、租税公課勘定ではなく、法人税、住民税及び事業税勘定を適用するよう改善するとともに、金額については前年度の法人税及び法人住民税の金額を計上していたので、当該年度の税額を計上するよう注意されたい。

また、公益法人会計基準によれば財産目録は、すべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならないとされているが、本法人の平成22年度の財産目録については、詳細な内容を表示したものとなっていなかったため、同会計基準に基づいた財産目録を作成するよう注意されたい。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法について注記の記載が誤っていたの

で改めるよう求めたもの

本法人の財務諸表に対する注記によれば、有価証券の評価基準及び評価方法について償却原価法（定額法）とされているが、本法人の保有する有価証券のMMF（マネー・マネジメント・ファンド）とFFF（フリー・ファイナンシャル・ファンド）は随時売買を行っており、満期保有目的の有価証券ではないため財務諸表に対する注記の記載を改められたい。

- (3) 貯蔵品の価額が定められた評価基準及び評価方法で計上されていなかったもので注意するよう求めたもの等

本法人では、衛生材料や薬品を貯蔵品として管理しており、本法人の財務諸表に対する注記によれば、貯蔵品の評価基準及び評価方法は最終仕入原価法とされている。

衛生材料及び薬品の価額は年度当初に入札により決定した仕入価額に基づいて計上されているが、平成22年度に仕入実績がないにもかかわらず、平成22年度に決定された仕入価額で計上されているものが見受けられたので、適正な価額で計上するよう注意されたい。

また、本法人の会計規則では、衛生材料及び薬品の受払価額は、先入先出法とされており、評価方法が上記財務諸表に対する注記の記載（最終仕入原価法）と相違しているので、規定の整備等を図られたい。

さらに、衛生材料及び薬品の在庫管理について、受払いの数量をその都度帳簿に記載しておらず、受払いの実績を正確に把握できていない状況となっていたため、在庫の管理方法について改められたい。

- (4) 退職給付引当金の計上額が誤っていたので注意するよう求めたもの等

公益法人会計基準の運用指針によれば、退職給付の対象となる職員が300人未満の公益法人は、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるとされており、本法人の財務諸表に対する注記では、退職給付引当金について、期末における退職給付債務の見込額を計上していると記載されている。

しかしながら、本法人の貸借対照表の退職給付引当金は12,242,625円過少計上となっていたので注意されたい。

また、本法人においては特定資産である退職給付引当資産を運転資金と同一の普通預金で保有しており、期中において運転資金として、通常の経費に充てているのは適切ではないので、運転資金とは別に定期預金で保有する等、適切な管理方法に改められたい。

- (5) ファイナンス・リース取引が資産計上されていなかったもので注意するよう求めたもの

公益法人会計基準に関する実務指針によれば、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、資産計上する必要があるとされているが、本法人においては、リース資産として計上せず、賃借料として費用計上していたので注意されたい。

2 時間外勤務について

- (1) 超過勤務時間の算定に誤り等があったので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

中央急病診療所における医療職員の平成23年2月の時間外勤務命令状況を確認したところ、全件について超過勤務事由の記載がなされていなかったもので、注意されたい。

また、本法人の職員の時間外勤務命令状況について確認したところ、手当の支給において、超過勤務時間の算定に誤りがあったものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

- (2) 労働基準法に定める休憩時間を与えていなかったもので注意するよう求めたもの等

労働基準法によれば1日の労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならないとされている。

しかしながら、中央急病診療所における職員の時間外勤務命令状況を確認したところ、超過勤務を行ったことにより1日の労働時間が6時間を超えているにもかかわらず45分の休憩時間を与えていなかったものや、1日の労働時間が8時間を超えているにもかかわらず、休憩時間を45分しか与えていなかったものが見受けられたので注意されたい。

また、現行制度の準夜勤勤務については6時間の労働時間となっており、超過勤務が発生した場合に休憩時間を与えることは、実務上困難となっているので、勤務体制の精査を行い、準夜勤の勤務時間の見直しを検討されたい。

3 契約事務について

- (1) 履行確認が十分に行われていなかったもので注意するよう求めたもの

中央急病診療所及び中野休日急病診療所の清掃業務委託契約について、仕様書によれば、受託業者は業務標準作業書や実施計画書等を作成し、事前に本法人の承諾を受け、また、業務終了後は各部署の業務を点検したうえで、業務日報等の業務報告書を作成し、報告することとされているが、これらの書類について提出されていなかったもので、日々の履行確認について徹底するよう注意されたい。

- (2) 随意契約の運用等について注意するよう求めたもの

本法人の契約規則によれば、指名競争入札が原則であり、条件を満たした場合のみ随意契約を締結でき、その場合には2名以上の者から見積書を徴することとされている。

しかしながら、本法人では、指名競争入札は行われておらず、全件随意契約となっており、また、随意契約の中には、見積書を1名からしか徴していないもの、特名理由が記載されていないもの及び特名理由が十分でないものが見受けられたので注意されたい。

4 受託業務契約について

- (1) 契約で定められた期間内に受託料の戻入を行っていないので注意
するよう求めたもの

本市からの受託事業である救急安心センターおおさか医師・看護師救急医療相談業務について、契約書によれば精算により受託料に余剰又は不足が生じた場合には、精算書の提出後20日以内に戻入又は不足額の請求をしなければならないと定められている。

しかしながら、精算を行った結果、余剰が生じ戻入が発生したものの、当該期間内に本市へ戻入を行っていないものが見受けられたので注意されたい。

- (2) 契約で定められた期間内に精算書が提出されていないので注意
するよう求めたもの

本市からの受託事業である大阪市急病診療業務について、契約書によれば業務終了後10日以内に精算書の提出をしなければならないと定められているが、精算書の提出が期限より1か月程度遅延していたので注意されたい。

(意見)

本法人の経営改善について

本法人は、一般の医療機関が通常診療を行っていない休日・夜間の時間帯に急病になった市民が受診できるよう中央急病診療所及び6か所の休日急病診療所の運営を健康福祉局から受託し初期救急医療体制を構築するとともに、入院や精密検査等の必要な患者について二次救急医療機関の確保を行っている。また、突然の病気やけがの際の救急医療相談電話「救急安心センターおおさか」(#7119)の運営を消防局より受託し、24時間、365日体制で受付できるよう医師や看護師を確保し市民の健康保持の増進と福祉の向上に寄与しているところである。

しかしながら、本市を取り巻く厳しい財政状況下において、本法人の収支の差額については本市が補てんしている実態にあることから、初期救急医療は採算性の確保が困難な事業ではあるが、人件費等の削減、診療報酬の確保及び未収金の回収の徹底など引き続き経営改善に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成23年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年3月23日

大阪市監査委員 前 田 修 身
同 床 田 正 勝

同 高橋敏朗
同 高瀬桂子

平成23年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報告の公表
(財団法人 大阪市女性協会)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成23年11月29日から同年12月22日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪市女性協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。なお、対象とした公の施設は大阪市立男女共同参画センター中央館、北部館、西部館及び南部館である。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪市女性協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成22年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

また、本法人は大阪市立男女共同参画センター中央館、北部館、西部館及び南部館の指定管理者の構成員であることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に係る所管局の事務について同様に実施した。

【出資団体監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 寄附行為及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計

数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。

オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。

カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。

キ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。

ク 団体の所管局である市民局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

【公の施設の指定管理者監査】

(1) 監査の主な着眼点

ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。

イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。

ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。

エ リスクの負担は適切になされているか。

オ 施設所管局における指定管理者に係る事務は、適切になされているか。

カ 管理運営状況を把握し、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適正になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。

イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。

ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。

エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。

オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

カ 施設の維持管理状況については下記施設等を対象に実地調査を行った。

大阪市立男女共同参画センター中央館及び西部館

第2 団体及び施設の概要

1 設立年月日

平成5年2月1日

2 基本金

2億円（全額本市出えん）

3 設立目的

大阪市域において女性の社会参加・参画と自立を支援する事業を実施するとともに、男女の対等な参画をめざす市民の主体的な活動の援助育成に寄与し、男女がともにその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

4 役員数及び職員数（平成23年11月1日現在）

理事 10名（うち9名は非常勤）

監事 2名（非常勤）

職員 70名（嘱託職員41名を含み、役員兼務1名は含まない。）

5 主な事業（平成22年度実績）

(1) 指定管理事業

ア 男女共同参画社会の形成の寄与に関する業務

(ア) 情報の収集及び提供、普及啓発事業

レファレンスコーナーの運営、男女共同参画情報誌の発行など

(イ) 講演会、講習会、研修会等の開催

(ウ) 女性問題に関する相談事業

(エ) 調査研究事業

就労に関する市民意識実態調査など

イ 施設の管理・運営に関する業務

(ア) 施設の管理運営

(イ) 施設の貸館運営業務、徴収事務委託契約に基づく使用料徴収及び
収納事務

(2) 自主事業

ア 講座事業

イ オーダーメイドセミナー（講師派遣事業）

ウ 女性に対する暴力防止事業（「夕陽丘基金」の運営）

エ ユニフェム大阪（現UNWomen大阪）との共同事業

オ ピンクリボンキャンペーン事業

(3) 受託事業

ア DV被害者に対するカウンセラー・ケースワーカー及び通訳派遣業務

イ セクハラ相談窓口への相談員派遣

ウ ママの再チャレンジ応援事業

(4) 民間助成金事業

経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座事業

6 公の施設の概要

施設名	大阪市立男女共同 参画センター 中央館	大阪市立男女共同 参画センター 北部館	大阪市立男女共同 参画センター 西部館	大阪市立 男女共同参画センター 南部館
設置目的	男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。			
所在地	大阪市天王寺区 上汐5丁目	大阪市東淀川区 東淡路1丁目	大阪市此花区 西九条6丁目	大阪市平野区 喜連西6丁目
利用時間	午前9時30分から午後9時30分まで			
利用者数	404,194人	97,720人	146,991人	108,937人
利用率	71.2%	53.8%	66.5%	54.5%
開設年月日	平成13年10月25日	平成5年6月23日	平成6年11月30日	平成8年3月28日
指定期間	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで			
選定方法	公募			
指定管理者	大阪市男女共同参画推進事業体 財団法人大阪市女性協会 サントリーパブリシティサービス株式会社 日本ビルサービス株式会社			大阪市男女共同参画推進事業体（南） 財団法人大阪市女性協会 リッジクリエイティブ株式会社 日本ビルサービス株式会社
業務代行料	440,656千円			67,390千円

(注) 利用者数は平成22年度実績

7 決算状況

平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表-1、表-2のとおりである。なお、表-1、表-2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	96,673,122
未収金	4,285,245
前払金	1,021,310
立替金	448,941
仮払金	659,722
流動資産合計	103,088,340
2 固定資産	
(1) 基本財産	
預金	645,836
投資有価証券	199,354,164
基本財産合計	200,000,000
(2) 特定資産	
退職給付引当預金	7,327,525
退職給付引当資産	99,995,479
女性のチャレンジ支援基金	15,000,000
特定資産合計	122,323,004
(3) その他固定資産	
電話加入権	74,984
その他固定資産合計	74,984
固定資産合計	322,397,988
資産合計	425,486,328
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	21,955,813
未払法人税等	7,500,000
未払消費税等	2,619,000
前受金	0
預り金	22,593,774
賞与引当金	13,348,412
事業促進引当金	1,017,325
流動負債合計	69,034,324
2 固定負債	
退職給付引当金	79,251,794
固定負債合計	79,251,794
負債合計	148,286,118
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
寄付金	200,000,000
指定正味財産合計	200,000,000
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)
2 一般正味財産	
(うち基本財産への充当額)	(43,071,210)
正味財産合計	277,200,210
負債及び正味財産合計	425,486,328

表-2

正味財産増減計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

(単位：円)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	2,800,000
基本財産運用益	2,800,000
特定資産運用益	700,000
特定資産受取利息	700,000
事業収益	453,940,557
自主事業収益	32,618,791
指定管理事業収益	407,999,787
受託事業収益	13,321,979
受取補助金等	1,170,000
受取民間金	1,170,000
受取寄付金	566,770
受取寄付金	501,770
受取法人賛助会会員会費	65,000
雑収益	1,760,442
受取利息	1,147
雑収益	1,759,295
経常収益計	460,937,769
(2) 経常費用	
事業費	431,257,048
役員報酬支出	7,155,600
給料手当支出	197,137,483
賞与引当金繰入	13,348,412
臨時雇賃金	3,947,148
退職給付費用	8,824,896
福利厚生費	28,081,865
会議費	235,000
旅費交通費	488,150
通信運搬費	4,306,438
消耗什器備品費	4,725,270
消耗品費	12,201,187
修繕費	5,509,646
印刷製本費	4,005,445
光熱水科費	52,187,547
賃借料	22,701,645
保険料	914,593
諸謝金	26,092,203
租税公課	20,974,000
支払負担金	5,000
助成金	0
支払寄付金	105,513
委託費	13,324,175
事業促進費繰入	0
雑費	4,985,832

科 目	金 額
管理費	5,562,736
福利厚生費	22,155
会議費	30,100
印刷製本費	0
旅費交通費	36,580
通信運搬費	244,724
消耗品費	552,534
賃借料	1,500
保険料	318,750
諸謝金	200,000
租税公課	2,400
委託費	3,200,339
雑費	953,654
経常費用計	436,819,784
当期経常増減額	24,117,985
当期一般正味財産増減額	24,117,985
一般正味財産期首残高	53,082,225
一般正味財産期末残高	77,200,210
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	200,000,000
指定正味財産期末残高	200,000,000
III 正味財産期末増減	277,200,210

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善、注意すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 決算事務について

- (1) 国債の取得価額に誤って経過利息額を算入していたので注意するよう求めたもの

本法人が保有する国債の取得価額には、経過利息支払額257,643円が含まれていたが、当該金額は直近の利払日翌日から購入日までの利息を本法人が国に代わり売手に対して立替払しているものであり、取得価額に含めるのは適切ではなく、一旦その他の流動資産等として経理処理しておき、次回の利払日に収受する利息額と相殺処理すべきものであるので注意されたい。

- (2) 国債の未収利息を計上していなかったので注意するよう求めたもの

企業会計原則によれば、すでに経過した期間に関する未収入利息額については未収収益として発生主義の原則に基づき決算書に計上することとされている。本法人は平成23年3月に特定資産として国債を購入し、その利息を3月15日及び9月15日の利払日に収入することになっているが、平成23年9月に収入された利息のうち3月16日から3月31日までの利息が平成22年度の未収収益として決算書に計上されていなかったため、発生主義に基づく会計処理を行うよう注意されたい。

- (3) 収支計算書の金額に不整合があったので注意するよう求めたもの

収支計算書は、現在財務諸表には含まれていないものの、公益法人制度の抜本的改革が終了するまでの間引き続き作成が義務付けられているものである。

本法人が作成した平成22年度の収支計算書を確認したところ、事業支

出の決算額が422,656,270円であるのに対し、同決算額を構成する役員報酬支出等各支出の合計額が422,491,431円となっており、163,839円の差異が生じていた。このような不整合は同計算書作成時において担当者が再計算等の検証を実施することなどにより容易に防止することが可能であるので注意されたい。

- (4) 保険料及び税金に関する勘定科目の適用について注意、改善するよう求めたもの

貸借対照表に計上されている仮払金659,722円は、その全額が労働保険料の還付予定額、すなわち未収債権であるので、仮払金ではなく未収金として計上すべき金額であるので注意されたい。

また、正味財産増減計算書作成に際し、法人税、法人住民税、法人事業税の発生額7,500,000円を経常費用の租税公課として処理しているが、これらの税額は課税所得が存在する年度のみ発生するという点において、通常租税公課勘定で経常的に処理されるべき固定資産税等の他の税額と性質を異にするため、租税公課勘定ではなく法人税、住民税及び事業税勘定を適用するよう改善されたい。

さらに、平成21年度分法人税、法人住民税、法人事業税の還付額1,106,200円を経常費用の租税公課勘定の減少額として処理しているが、「監査・保証実務委員会報告第63号諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」によれば、「法人税等の還付税額は、損益計算書上、法人税、住民税及び事業税の次にその内容を示す名称を付した科目（法人税等還付額）をもって記載する」とされているので改善されたい。

- (5) 賃金等に関する法定福利費の一部が未払金等に計上されていなかったもので注意するよう求めたもの

貸借対照表の未払金に含まれている平成23年3月分(同年4月支給)の超過勤務手当、契約職員等賃金、臨時職員賃金及び、同じく平成23年4月支給となる平成22年度分の留保分職員給与に係る、本法人負担分の健康保険料等法定福利費については、平成23年3月末時点において負担することが確定しており、発生主義の原則に基づき概算額等を未払金等として計上すべきものであったが、計上されていなかったもので注意されたい。

- (6) 退職給付引当金計上額を誤っていたので注意するよう求めたもの

本法人の財務諸表に対する注記には、「退職給付引当金は、職員の退職金の支給に備えるため、退職手当規程に基づき、期末要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されている。

しかしながら、本法人においては上記の期末要支給額に相当する金額を算定する際、対象となる職員の内3名について、退職手当規程に定められている勤続年数15年の支給月数を適用すべきところを、誤って同14年の支給月数を適用したため、貸借対照表の退職給付引当金が791,740円過少計上となっていたので注意されたい。

2 経理事務について

- (1) 立替金及び預り金の貸借対照表計上額について正しい残高を確定するよう求めたもの

貸借対照表の立替金及び預り金について勘定科目明細表を確認したところ、共に勘定科目明細表残高と貸借対照表計上額の間には差異が生じていた。これらは、過年度における誤謬の累積を主要因として、両勘定科目の貸借対照表計上額が未確定であったため生じていたので、早急に差異金額を調査し、両勘定科目の正しい残高を確定されたい。

- (2) 不要な領収書が処分されず保管されていたので注意するよう求めたもの等

本法人では、自主事業として各種講座を実施しており、その受講料は、複数回実施される講座の初回に現金で徴収している。

当該受講料については、講座初回の日付の領収印が押印された領収書2通を事前に作成し、当日に1通は受講者に交付し、もう1通は本法人の控えとして保管する取扱いとしており、受講のキャンセルや欠席で受講料が当日に徴収できなかった場合は、該当する領収書を処分することとしているが、処分されず保管されていた領収書が見受けられたので注意されたい。

また、受講料は徴収していたが領収書が発行されていなかったもの、領収書の日付が漏れていたものが見受けられたので注意されたい。（中央館）

- (3) 講座受講料徴収額とユニフェム大阪（現UNWomen大阪）への寄付金が相殺処理されていたので注意するよう求めたもの

大阪市男女共同参画センター西部館の主催講座において、徴収した受講料の一部を共催するユニフェム大阪（現UNWomen大阪）へ寄付する取扱いとしているものについて、総額を収入とし、寄付額を支出として経理処理すべきところ、寄付額を差し引いた残額を本法人の収入として相殺して経理処理していたものが見受けられたので注意されたい。

- (4) 経費支出の事務処理について注意するよう求めたもの

本法人の平成22年11月の会計伝票及び出張命令簿等を確認したところ、出張交通費について、出張実績のない職員に誤って支給していたものや、出張命令簿の決裁が起案者のみで完結していたものが見受けられた。また、その他の費目においても講師謝礼金について資金前渡に係る処理が適正に行われていないものや、設備改修工事費について支払手続が遅れているものなどが見受けられたので注意されたい。

- 3 業務委託契約について、契約書の作成が必要であったが省略されていたので注意するよう求めたもの

本法人の会計規程及び会計規程施行要領では、契約金額が100万円を超えるものについては契約書を作成しなければならないとされているが、中央館屋外に係る植栽業務の委託契約（契約金額1,311,607円）について、

契約金額が100万円を超えているにもかかわらず契約書の作成を省略していたので注意されたい。

- 4 カウンセラー等派遣事業について、契約書が取り交わされていない状態で数か月間業務が執行されていたので注意するよう求めたもの等

【本法人及び市民局に対して】

本法人では、平成22年4月より女性に対する暴力防止関連事業として、DV被害者の一時的な保護を実施する市内の社会福祉施設にカウンセラーとケースワーカーを派遣し、また外国人被害者には通訳者も併せて派遣する事業を市民局より受託している。

しかしながら、契約に係る本法人の保管資料を確認したところ、契約書の取り交わしが平成22年8月以降と大幅に遅れた状態で業務が執行されていたので注意されたい。

また、本契約書において、部分払に係る検査について、市民局は10日以内に本法人立会いの上検査を行い、本法人に対し結果を通知しなければならないと定めているが、確認したところ、検査結果の通知が行われておらず検査の実施を確認できなかったので注意されたい。

さらに、本契約に係る仕様書では、通訳者の派遣について通訳言語を指定しているが、指定のない言語の通訳者の派遣実績が認められたので、仕様書の記載内容について見直しを図られたい。

- 5 消費税の処理について

- (1) 課税売上割合の算定等について注意するよう求めたもの

消費税法によれば、消費税額算定の基準となる課税売上割合は、各課税期間中における資産の譲渡等の対価の合計額に対し、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額が占める割合とされている。

しかしながら、本法人においては対価性がなく資産の譲渡等に該当しない補助金収入や寄付金収入を、上記の資産の譲渡対価等の合計額に含めて課税売上割合を算定していたので注意されたい。

- (2) 仕入税額控除額の算定について注意するよう求めたもの

本法人は、仕入税額控除の対象となる課税仕入額を算定する際において、職員の出張等に係る交通費、宿泊費等支払額から構成される旅費交通費支出524,730円を課税仕入額から除外している。

しかしながら、上記の旅費交通費支出は、法人税法基本通達によれば課税仕入額に該当すると規定されており、仕入税額控除の対象額とすべきであったので注意されたい。

- 6 近接地の旅費について日当の半額支給を行っていたので注意するとともに規程の見直しを求めたもの

近接地の旅費について、本市では既に廃止されている日当の半額支給を行っていたので、旅費の支給について注意するとともに規程の見直しを図られたい。

- 7 指定管理業務において本市備品の管理が不適切であったので注意するよ

う求めたもの

【本法人及び市民局に対して】

大阪市立男女共同参画センター中央館、大阪市立男女共同参画センター北部館、大阪市立男女共同参画センター西部館管理運営基本協定書によれば、「大阪市男女共同参画推進事業体は大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない」とされている。

しかしながら、中央館及び西部館の備品について、大阪市の備品台帳を用いて抽出により現物を調査したところ、備品台帳に記載されているが管理シールの不貼付等により現物の存在を確認できなかったもの、備品台帳に記載されているが現物が既に廃棄され存在しなかったもの、現物は存在したが備品台帳への記載が確認できなかったもの等が見受けられたので、上記の協定書に準拠した備品の管理を徹底されたい。

(意見)

本法人の経営体制について

【市民局及び本法人に対して】

本法人は、公の施設の指定管理者として大阪市立男女共同参画センターの管理運営事業を中核とし、その他講座事業等の自主事業を展開しているが、平成22年度の収益額約4億6,000万円の内容をみると本市からのセンターの管理運営事業に係る業務代行料及び同事業以外の受託事業収益が約4億2,100万円であり、本法人独自の収入は自主事業収益等約3,900万円にすぎず、職員への給料手当支出額約1億9,700万円さえも大きく下回る額となっており、本市からの事業に全面的に依存した経営状況となっている。

また、同センターの管理運営事業等に関する本市の平成22年度の収支は、収入が施設等使用料約1億1,800万円であるのに対し、本法人を中心とする事業体への業務代行料等の支出は約5億2,100万円であり、4億円を超える大幅な支出超過となっている。

本法人は男女共同参画施策を推進していくため、その拠点である男女共同参画センターの管理運営や各種講座の実施など重要な役割を担ってはいるが、厳しい財政状況下において、年間数億円規模の資金拠出を今後も継続することは本市にとり過重な負担となり、加えて、同センターのホール等貸館事業の主要な競合先が、同じく市民局所管の区民センターである等の状況も生じているところから、現在の同センター全館運営の是非を含め、本法人の経営体制のあり方について抜本的な見直しを検討されたい。

さらに、本法人はこの間さまざまな事業を実施してきたところであるが、法人設立後20年近くが経過していることから、これらの事業が法人の設立目的である男女共同参画社会の実現に向けどのような効果をもたらしたのか、改めて検証したうえで事業展開を図られたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成23年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年3月23日

大阪市監査委員 前 田 修 身
同 床 田 正 勝
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成23年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報告の公表
(財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会)

第1 監査の概要**1 監査の期間**

平成23年10月3日から同年11月17日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。なお、対象とした公の施設は長居公園及び長居陸上競技場ほか7施設、八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設、咲くやこの花館である。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にとり適正に行われているかという観点から、主として平成22年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

また、本法人は長居公園及び長居陸上競技場ほか7施設、八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設、咲くやこの花館の指定管理者であることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に係る所管局の事務について同様に実施した。

【出資団体監査】**(1) 監査の主な着眼点**

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。
- ク 団体の所管局であるゆとりとみどり振興局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

【公の施設の指定管理者監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。
- ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。
- エ リスクの負担は適切になされているか。
- オ 施設所管局における指定管理者に係る事務は、適切になされているか。
- カ 管理運営状況を把握し、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適正になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。
- イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。
- ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。
- エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切

な指導を行っているかについて確認した。

オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

カ 施設の維持管理状況については下記施設等を対象に実地調査を行った。

中央体育館、咲くやこの花館

第2 団体及び施設の概要

1 設立年月日

昭和39年12月7日

2 基本金

3億300万円（全額本市出えん）

3 設立目的

本市の体育・スポーツの普及振興、並びに、公園緑地事業及び緑化の推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するとともに、ゆとりと豊かさを実感できる魅力あふれるまちづくりに努めることを目的とする。

4 役員数及び職員数（平成23年10月1日現在）

理事 7名（うち5名は非常勤）

監事 3名（非常勤）

職員 116名（嘱託職員62名を含む。）

5 主な事業（平成22年度実績）

(1) 受託事業

<p>ア 花と緑の推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等に係る緑化指導関係業務 ・民有地緑化推進業務 ・緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成 ・花と緑のフェスティバル「はならんまん2010」の開催 ・「ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール」の実施 ・「花と緑の絵画・ポスターコンクール」の実施 ・緑化普及啓発の実施
<p>イ 造園事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の樹木維持工事に伴う監理・連絡調整業務 ・花卉等植付け及び維持管理業務委託における監理・連絡調整業務 ・ユーカリ（コアラの飼料）の栽培管理及び

	<p>供給業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花卉園芸実習場の運営管理 ・ 緑のリサイクル事業の作業業務に伴う監理業務 ・ インテックス大阪樹木維持工事監理監督業務 ・ 大阪市立東洋陶磁美術館樹木維持管理及び室内装飾業務
ウ 管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加賀屋緑地の管理運営業務 ・ 大阪城西の丸庭園の管理運営業務 ・ 駐車場の管理運営業務
エ スポーツ事業	
(ア) 生涯スポーツ振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツに関する調査研究事業 ・ ウォーキングプログラム事業 ・ OSPAスポーツ大学の開講 ・ チャンピオンレッスン事業 ・ 健康づくり教室、機能改善ヨガの開催 ・ 指導者養成プログラムの実施 ・ 子ども向けプログラム事業 ・ 中高年向けプログラム事業 ・ スポーツ体験事業 ・ OSPA市民レクリエーションセンタースポーツ教室の開催 ・ スポーツボランティアの活動支援
(イ) 競技スポーツ振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技団体支援・育成事業 ・ 競技力向上推進事業 ・ 専門委員会活動事業 ・ 指導者技術向上講習会派遣事業 ・ 審判員養成事業 ・ ジュニア競技力向上事業 ・ スポーツ少年団の育成 ・ 大阪市体育協会広報活動事業 ・ 各種スポーツ大会支援事業 ・ スポーツ功労表彰事業 ・ スポーツ指導者バンク事業 ・ 都市間交流スポーツ大会事業 ・ 大阪ハーフマラソン運営業務 ・ 国際グランプリ陸上大阪大会・世界スーパージュニアテニス選手権大会運営業務

(ウ) みおつくしスポーツネット	・スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運用管理業務
オ 施設連絡事業	・指定管理者等との連絡調整及び指導監督補助業務 ・大阪市立スポーツ施設等の修繕及び電気機械設備総合監理業務 ・公園施設電気機械設備総合監理業務 ・観桜会場運営業務

(2) 自主事業

ア 花と緑の推進事業	・情報誌「スポ・みど」の発行 ・「自然学習教室」の開催 ・「大阪フラワー・ガーデンショー2010」の開催 ・「大阪ばら祭2010」の開催 ・景観講演会の開催 ・大輪会による公園づくり支援事業 ・植木市の開催 ・「花の万博」20周年記念事業 出展企画 ・環境とみどり普及啓発
イ 管理事業	・公園内駐車場の管理運営業務 ・公園内売店・レストラン・自販機等の管理運営業務 ・大阪城公園内移動交通システムの運営業務
ウ スポーツ事業	・ウォーキング事業の開催 ・健康運動指導士資格更新認定講座の開催 ・南津守スポーツ広場管理運営業務 ・大阪市体育協会広報活動事業 ・大阪市スポーツ振興関係者の集い ・賛助会員事業 ・スポーツ情報の提供

(3) 指定管理事業

ア 長居公園	・長居公園の管理・運営（一般園地） ・長居植物園の管理・運営 ・花と緑と自然の情報センターの管理・運営 ・長居陸上競技場・長居第2陸上競技場・長居球技場・長居相撲場・長居運動場の管理・運営 ・長居陸上競技場・長居第2陸上競技場・長居球技場等のスポーツ教室事業等の開催
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・長居公園・長居植物園・長居陸上競技場 ・長居第2陸上競技場・長居球技場の売店 ・自動販売機の運営管理 ・四季のイベントの開催
イ 八幡屋公園	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡屋公園の管理・運営 ・大阪中央体育館の管理・運営 ・大阪プールの管理・運営 ・スポーツ教室の開催 ・スポーツセンタースポーツ教室交流大会の開催 ・トレーニング教室の開催 ・イベントの開催 ・スポーツ普及事業
ウ 咲くやこの花館	<ul style="list-style-type: none"> ・咲くやこの花館の管理・運営 ・花や緑・自然環境に関する講習会・体験会・イベントの実施

6 公の施設の概要

(1) 長居公園及び長居陸上競技場ほか7施設

施設名	長居公園	長居植物園	長居陸上競技場 長居第2陸上競技場 長居球技場	長居相撲場
設置目的	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的として設置された運動公園（都市公園法施行令第2条第4項）	大阪における植物の遷移を再現展示している「歴史の森」をはじめ、多種多様な植物が栽培・展示されており、さまざまな植物の栽培、展示やその情報の収集、発信を通じて植物や緑化に関する知識の普及、啓発を担う施設	長居陸上競技場と長居第2陸上競技場が第1種公認陸上競技場であり、長居球技場はセレッソ大阪のホームスタジアムとして使用されるなど、大規模な競技大会を招致・開催できる拠点施設と、市民の誰もが様々なスポーツを楽しむことができる庭球場、相撲場、運動場、プールとで構成され、スポーツを市民共有の生活文化の一つとしてとらえ、感動を与えることができる場を提供することを目的とした施設群	
所在地	東住吉区长居公園1	東住吉区长居公園1 -23	東住吉区长居公園1-1	
利用時間	- ※長居パークセンターは午前9時から午後5時30分まで	・午前9時30分から午後4時30分まで	・午前9時から午後9時まで ※長居陸上競技場附設トレーニング室の日祝	・午前9時から午後6時まで

			は午前9時から午後6時まで	
休場日	— ※長居パークセンターは12月29日から翌年1月3日	・月曜日（月曜日が休日の場合は開場し、翌日休館） ・12月28日から翌年1月4日		・12月28日から翌年1月4日
利用者数 又は 稼働率	—	・563,247人	【長居陸上競技場】 ・40.0% 【長居陸上競技場（トレーニング場）】 ・72,535人 【長居第2陸上競技場】 ・88.5% 【球技場】 ・18.5%	・26.0%
開設年月日	昭和19年4月1日	昭和49年4月27日	【長居陸上競技場】 ・昭和39年7月8日 【長居第2陸上競技場】 ・平成5年6月1日 【球技場】 ・昭和62年4月25日	昭和47年11月1日
施設名	長居庭球場	長居運動場	長居プール	
設置目的	前記「長居陸上競技場」等と同様			
所在地	東住吉区长居公園1-1			
利用時間	・午前9時から午後7時まで（1月から3月及び12月） ・午前9時から午後9時まで（4月から11月）	・午前7時から午後7時まで（1月から4月及び10月から12月） ・午前7時から午後9時まで（5月から9月）	・午前9時から午後9時 ※屋外プールは7月から8月	
休場日	・無休	・無休	・月曜日（月曜日が休日の場合は開場し、翌日休館） ・12月28日から翌年1月4日	
利用者数 又は 稼働率	・82.5%	・1,103件	【25mプール】 ・148,460人 【屋外プール】	

			・88,971人
開設年月日	昭和43年4月1日	昭和38年4月1日	昭和41年7月20日

(注) 利用者数又は稼働率は平成22年度実績を示す。

指定期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで（長居プールは平成21年4月1日から平成24年3月31日まで）

選定方法 公募

業務代行料 931,456,489円（平成22年度）

指定管理者 長居公園スポーツみどり振興グループ

代表者：財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会

構成員：美津濃株式会社、三菱ビルテクノサービス株式会社関西支社

(2) 八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設

施設名	八幡屋公園	大阪中央体育館	大阪プール
設置目的	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として設置された総合公園（都市公園法施行令第2条第4項）	市民一般の体育、レクリエーションその他健康で文化的な各種行事及び集会の用に供するとともに、体育行事を行うことにより、体育等の普及振興に寄与することを目的として設置された。平成9年に開催された「なみはや国体」を契機に設置され、大規模な国際大会等にも対応できる拠点施設に位置付けられている。	水泳等の場を提供することにより、市民の健康を増進するとともに、水泳等の普及振興に寄与することを目的として設置された。平成9年に開催された「なみはや国体」を契機に設置され、大規模な国際大会等にも対応できる拠点施設に位置付けられている。
所在地	港区田中3	港区田中3-1-40	港区田中3-1-20
利用時間	—	・午前9時から午後9時まで	・午前9時から午後9時まで ※25mプール利用は午後8時30分まで ※50m・飛び込みプールは5月5日から9月30日まで、利用は午後8時30分まで ※アイススケートは11月2日から3月31日まで、利用は午後8時45分まで

休場日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第3月曜日（月曜日が休日の場合は開館し、翌日休館）、 ・12月28日から翌年1月4日 	<ul style="list-style-type: none"> 【25mプール、50mプール、アイススケート場】 ・月曜日（月曜日が休日の場合は開館し、翌日休館） ・25mプールは12月28日から翌年1月4日、アイススケート場は12月28日から翌年1月1日
利用者数 又は 稼働率	—	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ等：47.3% ・トレーニング室：51,726人 	<ul style="list-style-type: none"> 【25mプール】 ・個人利用 83,615人 ・専用使用 1件 【50mプール】 ・個人利用 8,506人 ・専用使用 289件 【アイススケート場】 ・個人利用 21,271人 ・専用使用 204件
開設年月日	大正12年4月1日	昭和34年7月9日	昭和25年8月14日

（注）利用者数又は稼働率は平成22年度実績を示す。

指定期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

選定方法 公募

業務代行料 740,295,540円（平成22年度）

指定管理者 スポーツパーク八幡屋活性化グループ

代表者：財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会

構成員：株式会社オーグースポーツ、美津濃株式会社、イオン
ディライト株式会社

(3) 咲くやこの花館

設置目的	<p>花の万博の基本理念である「自然と人間との共生」を継承・発展して、地球上の全ての気候帯で生育している植物を約2,600種・15,000株を収集・展示し、その生育環境まで再現している、規模・設備は国内で最大級の植物館。花の万博開催時より各国から寄贈された植物など、貴重・希少な植物を多数保有・維持しており、その栽培技術を以って、現状を維持することはもちろんのこと、種の保存やより多くの希少植物の収集展示を行うなど、花と緑と自然に関するあらゆる情報の収集・蓄積・発信基地として各種の緑化・普及啓発事業を行うなど本市の緑化行政の重要な拠点として位置付けられている。</p>
所在地	鶴見区緑地公園2-163

利用時間	午前10時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）
休館日	月曜日（月曜日が休日の場合は開館し、翌日休館）、12月28日から翌年1月4日
利用者数	245,074人
開設年月日	平成3年4月27日

（注）利用者数は平成22年度実績を示す。

指定期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

選定方法 公募

業務代行料 280,892,000円（平成22年度）

指定管理者 大阪市スポーツ・みどり振興協会大阪ガスビジネスクリエイト
ト咲くや共同事業体

代表者：財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会

構成員：大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

7 決算状況

平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表－1、表－2のとおりである。なお、表－1、表－2については、本法人の決算諸表（平成22年度分）を転載している。

表-1

貸借対照表

平成23年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当年度	科 目	当年度
資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	1,295,803,446	未払金	527,756,096
未収金	83,112,266	未払法人税等	1,160,600
商 品	4,199,694	未払消費税等	7,254,900
貯蔵品	712,575	前受金	7,641,501
立替金	2,637,638	指定管理預り金	192,974,269
前払金	8,833,479	預り金	14,198,435
前払費用	1,333,223	1年内支払リース債務	13,229,278
繰延税金資産	13,308,000	賞与引当金	40,326,000
流動資産合計	1,409,940,321	流動負債合計	804,541,079
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		長期リース債務	0
投資有価証券	229,993,600	営業保証預り金	101,200,000
預 金	73,006,400	退職給付引当金	189,520,810
基本財産合計	303,000,000	固定負債合計	290,720,810
(2)特定資産		負債合計	1,095,261,889
退職給付引当資産	189,520,810		
競技スポーツ事業基金資産	2,100,000		
財政調整基金資産	90,000,000		
特定資産合計	281,620,810		
(3)その他固定資産			
建 物	46,909,396	正味財産の部	
構築物	907,000	1. 指定正味財産	
什器備品	10,382,399	寄付金	303,000,000
リース資産	13,229,278	指定正味財産合計	303,000,000
電話加入権	1,127,727	(うち基本財産への充当額)	(303,000,000)
ソフトウェア	1,650,784		
敷金・保証金	6,191,500	2. 一般正味財産	708,509,926
繰延税金資産	31,222,000	(うち特定資産への充当額)	(92,100,000)
その他	590,600	正味財産合計	1,011,509,926
その他固定資産合計	112,210,684	負債及び正味財産合計	2,106,771,815
固定資産合計	696,831,494		
資産合計	2,106,771,815		

表-2

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
一般正味財産増減の部		管理費	
1. 経常増減の部		役員報酬	20,940,697
(1) 経常収益		給料手当	81,962,627
基本財産運用益		退職給付費用	17,780,186
基本財産受取利息	3,329,958	賞与引当金繰入額	6,192,000
特定資産運用益		共済費	14,716,304
特定資産受取利息	1,696,501	委託料	12,404,626
事業収益		工事費	0
受託事業収益	701,868,210	賃借料	33,793,148
指定管理代行料収益	1,192,701,784	支払負担金	1,484,943
施設利用料金収益	497,019,955	減価償却費	4,023,708
委託売店販売手数料収益	110,808,597	その他管理費	21,847,358
直営売店販売収益	0	管理費計	215,145,597
駐車場収益	256,614,111	経常費用計	2,921,247,315
公園内輸送乗車料収益	50,251,316	当期経常増減額	52,290,057
スポーツ教室収益	47,474,188		
その他事業収益	55,033,425	2. 経常外増減の部	
事業収益計	2,911,771,586	(1) 経常外収益	
受取補助金等	1,800,000	受取寄付金	9,900
受取負担金	47,571,294	退職給付引当金戻入益	28,072,223
受取会費	3,541,000	経常外収益計	28,082,123
雑収益	3,827,033	(2) 経常外費用	
経常収益計	2,973,537,372	支払寄付金	58,664,398
(2) 経常費用		固定資産除却損	5,436,748
販売商品等原価	1,139,547	経常外費用計	64,101,146
事業費		当期経常外増減額	36,019,023
給料手当	555,396,744	税引前当期一般正味財産増減額	16,271,034
退職給付費用	8,648,354	法人税、住民税及び事業税	829,600
賞与引当金繰入額	34,134,000	法人税等調整額	20,390,000
共済費	89,990,059	当期一般正味財産増減額	35,831,434
賃金	47,623,633	一般正味財産期首残高	672,678,492
委託料	729,979,713	一般正味財産期末残高	708,509,926
消耗品費	127,671,073		
修繕費	264,557,536	指定正味財産増減の部	
光熱水費	408,732,566	基本財産運用益	3,339,858
賃借料	194,300,454	一般正味財産への振替額	3,339,858
支払負担金	88,326,556	当期指定正味財産増減額	0
備品購入費	27,784,997	指定正味財産期首残高	303,000,000
減価償却費	16,376,485	指定正味財産期末残高	303,000,000
支払利息	899,180	正味財産期末残高	1,011,509,926
その他事業費	110,540,821		
事業費計	2,704,962,171		

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 現金及び有価証券等の取扱いについて

- (1) 手持現金残高の照合が規程に即して行われていなかったため注意するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、出納責任者又は経理事務責任者が指定する者は、毎日、手持現金残高と総勘定元帳又はそれに代わる補助簿とを照合しなければならないとされているが、残高の照合は手持現金の動き

があった日のみ行い、また、照合の記録も残されていなかったので注意されたい。

- (2) タクシーチケット使用簿の記載や管理者の確認がまとめてなされていたので注意するよう求めたもの

本法人では、タクシーチケットを使用する際には、使用者が使用簿に受領印を押印してチケットを受領し、使用後に使用時間、行先、使用目的、金額を使用簿に記載し、管理者が確認印を押印する取扱いとしているが、八幡屋スポーツパークセンターでは使用簿に1月分まとめて必要事項を記載し、使用者の受領印及び管理者の確認印についても事後にまとめて押印していたので注意されたい。

また、2枚複写となっている未使用のタクシーチケットの控えのみが存在し、本書が所在不明となっていたものが見受けられたので注意されたい。

さらに、スポーツ振興（競技担当）では、郵便切手を使用する際には切手受払簿に記入し確認者（担当者及び課長）が押印する取扱いとしているが、受払簿に押印されていないものが見受けられたので注意されたい。

加えて、長居パークセンターで保有しているミュージアムウィークス割引入園券について、出納簿残高と保管枚数の照合を行った結果、差異のあるものが見受けられたので注意されたい。

- 2 決算事務においてファイナンス・リース取引が資産計上されていなかったもので注意するよう求めたもの

公益法人会計基準に関する実務指針によれば、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、資産計上する必要があるが、資産計上されていないものが見受けられたので注意されたい。

また、本法人は施設使用料等の未収金の貸倒額の雑損処理にあたり、消費税を含んだ金額を雑損処理していたが、貸倒損失となるのはあくまで未収金のみであるので未収金から消費税を控除した金額を雑損処理し、他方、消費税については、仮払消費税勘定で処理し、消費税の確定申告時に納税額の減額処理を行うよう改められたい。

さらに、本法人が立替払する以前にテナントから入金された光熱水費相当額について業務立替金として処理していたが、預り金等として経理処理するよう改められたい。

加えて、本法人は、事業所税を納付時に計上しており、平成22年度分が未計上となっていたので、未払金に計上するよう改められたい。

- 3 経理事務について

- (1) 会計伝票の起票漏れ等があったので注意するよう求めたもの

本法人の経理規程によると、取引はすべて会計伝票に基づいて記帳、整理を行うとされているので、本法人の決算書は会計伝票に基づき作成

される総勘定元帳を要約した試算表から作成されることになる。しかしながら、本法人は退職給付費用及びリース会計関連諸数値については会計伝票を起票せず、試算表に直接当該金額を加減して決算書を作成していたので注意されたい。

また、平成23年3月分の会計伝票を総勘定元帳と照合したところ、両者の数値が相違するものが見受けられたので注意されたい。

- (2) 請求書に請求年月日等が記載されていなかったもので注意するよう求めたもの

本法人では、支払をする際には相手方からの請求書等に基づき支払伝票を作成しており、請求年月日が記載されていない場合には受領日の入った本法人の受領印を押印し、請求年月日とする取扱いとしている。しかしながら、請求年月日の記載も受領印の押印もない請求書に基づき支払を行っているものが見受けられたので注意されたい。

- (3) 公園使用料の納付が遅れていたもので注意するよう求めたもの

大阪市公園条例施行規則によれば、公園の占用許可を受けたものは、許可の際に使用料を納付しなければならないとされているが、本法人が占用許可を受けたもののうち、許可日から3か月以上経過後に納付しているものが見受けられたので注意されたい。

- (4) 決裁文書の数値誤りや必要な証拠書類がなかったもので注意するよう求めたもの

本法人は平成22年度に加賀屋緑地内の長屋門他2施設を本市に寄付しているが、決裁文書に記載されている寄付対象資産の帳簿価額を平成22年度期首残高とすべきところ、前年度の価額としていた。ゆとりとみどり振興局からの指摘により、本法人は平成23年10月3日に寄付申出書の修正を行っているが、正確な数値で決裁を行うよう注意されたい。

また、長居競技場では、当日の収入金を毎日、競技場管理事務所内にある入金機に入金し、入金額の計数結果が記載された帳票（ジャーナル）を出力し、入金報告書に添付する取扱いとしているが、計数結果が記載された帳票（ジャーナル）が入金報告書に添付されておらず、報告書の数値の正確性を確認できなかったものが見受けられたので注意されたい。

さらに、本法人は調定兼入金伝票等の決裁において、記載内容を確認するために必要な証拠書類がないものが見受けられたため注意されたい。

- (5) 固定資産等の現状調査や台帳整備が行われていなかったもので注意するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、固定資産の管理責任者は各会計年度1回以上は、固定資産の現状について調査を行い、固定資産台帳と照合するとされているが、現状についての調査や固定資産台帳との照合は行われていなかったもので注意されたい。

また、同規程では、物品の管理は総務企画部長又は総務担当課長が指定する者が行い、物品のうち備品として管理すべきものについては、備

品台帳を整備しなければならないとされているが、物品の管理者が指定されておらず、備品台帳も作成されていなかったもので注意されたい。

4 契約事務について

(1) 監督者が明確でなかったので改善するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、請負契約においては適正な履行を確保するため必要な監督を行わなければならないとされており、監督者について本法人では業務ごとに定めているとのことであるが、定めた際に決裁等の手続がとられていなかったため、決裁手続をとるなど監督者を明確にするよう改められたい。

(2) 履行確認前に支出決定されていたので改善するよう求めたもの

本法人では、会計監査業務を監査法人に委託しており、委託期間は平成22年12月1日から平成23年6月30日で、委託料は平成23年3月末に2分の1、業務終了後に残額を支払う契約となっており、業務終了後の支払については、業務完了の履行確認日より以前に支出決定されていた。しかしながら、支払債務は履行確認日において確定するものであり、このような支出決定は適切でないため改められたい。

(3) 契約書に契約日が記載されていなかったため注意するよう求めたもの

本法人の契約要綱によれば、契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項等を記載することとされているが、「咲くやこの花館産業廃棄物処理業務委託」については、契約書に契約期間が記載されておらず、また、「オルフィスHC（印刷機）保守管理業務委託」ほか14件については、契約書に契約日の記載がなく、さらに、「第47回大阪城菊の祭典特別警備業務委託」では契約書の契約月日が鉛筆で記入されていたため注意されたい。

(4) 作業終了後のすみやかな報告等がなされていなかったため注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

大阪府中央体育館及び大阪プールの「事務室日常清掃及び機械警備業務委託」及び「咲くやこの花館植物日常管理業務委託」の仕様書には、作業実施状況を記録し、作業終了後すみやかに報告しなければならないとされている。

しかしながら、作業報告書を確認したところ提出された作業報告書がその都度でなく概ね月1回の報告となっていたものや、毎日の作業について監督職員の押印がなく、月1回まとめて決裁されていたものなどが見受けられ、作業終了後すみやかに履行状況が確認されたかどうか不明確となっていたため、履行手続の徹底を図るよう注意されたい。

さらに、「大阪市スポーツ総合情報センター日常清掃及び定期清掃業務委託」の仕様書には定期清掃を年11回行うこととされているが、請負業者から提出された平成22年度の清掃業務作業完了報告書（月報）を確認したところ、年10回しか実施された記録がなかった。履行状況を再度確認するとともに所要の措置を講じられたい。

加えて、本法人は、「八幡屋公園日常監理業務委託」において八幡屋公園の日常清掃・除草業務を委託しており、当該委託仕様書には、作業実施内容を記録し、作業終了後速やかに監督員に報告し、その承認を受けるものとされている。しかしながら、請負業者から提出された作業報告書を確認したところ、作業場所が記載されていないなど記載内容に不備のあるものが多数見受けられたので注意されたい。

- (5) 随意契約の運用等について不適正な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの

本法人の契約要綱によれば、不動産以外の物件の買入を随意契約により契約できる金額は60万円以下と定められているが、「事務所1階打合室、2階更衣室空調機修繕」（契約金額777,000円）及び「事務所1階館長室、副館長室空調機修繕」（契約金額798,000円）の2件の修繕工事は、材料費として空調装置本体、電線等が計上されていることから、実際の契約内容は既存装置の修繕ではなく、空調装置の新規設置であったことから不動産以外の物件の買入に相当すると考えられ、見積価格が随意契約によることができるかとされる60万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約されていたので注意されたい。

また、見積書に記載されている空調装置は一般的に流通しているものであるが、単価が市場価格より高額な上、1台は型落ち品であり、電線等についても、見積書ではメートルあたりの単価を元に計算されているが、一般に販売されている単位である巻を単位として購入した場合の市場価格と比べると高額となっていたので注意されたい。

さらに、電線については、見積書の内容を精査していなかったため同じ形状寸法の電線に対し2種類の単価が記載されていた。今後は、徴取した見積書の使用材料単価、工賃等について妥当性の確認を徹底するよう注意されたい。

加えて、4台の空調装置に対し、2台ずつの見積書を徴取していたが、工事については効率的に施工できることを理由として見積書の再徴取を行わずに同日に一括して施工していた。一括施工することにより、工賃や諸経費は減じることができたと考えられるので、今後は、見積書の徴取後に施工条件等が変更になった場合は見積書を再徴取するよう注意されたい。

5 受託業務契約について

- (1) 契約で定められた提出書類が提出されていなかったので注意するよう求めたもの

【本法人及びゆとりとみどり振興局に対して】

ゆとりとみどり振興局との受託契約書によれば、本法人は契約締結後14日以内に業務委託料内訳書及び工程表を作成し提出することや業務責任者を定めその氏名等を通知することとされているが、これらの提出や通知がなされていないものが見受けられたので注意されたい。

また、ゆとりとみどり振興局においては、契約書に定める書類が提出されているか否かの確認を徹底されたい。

- (2) 契約で定められた再委託手続がなされていなかったもので注意するよう求めたもの

【本法人及びゆとりとみどり振興局に対して】

ゆとりとみどり振興局との受託契約書によれば、本法人はゆとりとみどり振興局の承諾を得ずに委託業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならないとされているが、本法人が再委託申請を行わずに再委託していたもの、再委託申請は行っていたがゆとりとみどり振興局から書面による承諾を受けずに再委託していたものが見受けられた。

本法人においては、再委託する場合には再委託申請手続を必ず行い、書面による承諾を得てから再委託を行うよう注意されたい。

また、ゆとりとみどり振興局においては、本法人に対し再委託手続について適切な指導を行うとともに、再委託申請に対する承諾決定を適正に行うよう注意されたい。

- (3) 精算報告書と決算額等が相違していたので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

【本法人及びゆとりとみどり振興局に対して】

ゆとりとみどり振興局から本法人に対する業務委託のうち、債務の履行完了前に支出する必要があるものについては概算払を行い、履行完了後に精算を行っているが、本法人が提出した精算報告書と本法人の決算額等を照合したところ、金額が相違し差額が生じているものや算定根拠の確認できないものが見受けられたので、本法人においては正確な金額の精算報告書を提出するよう注意されたい。

また、ゆとりとみどり振興局においては早急に差額等の内容を調査し、所要の措置を講じるとともに、今後、提出された精算報告書については、その内容を十分確認するよう注意されたい。

- (4) 監督補助者として請負業者への指示等が徹底されていなかったもので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの

【本法人及びゆとりとみどり振興局に対して】

大気汚染防止法によれば、ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないとされている。

しかしながら、咲くやこの花館の「空気調和設備点検整備業務」を確認したところ、ばい煙発生施設である温水ヒーターについて、大気汚染防止法に基づいて作成された仕様書に、窒素酸化物測定を年2回、ばいじん測定を年1回以上行くと記載されているにもかかわらず、窒素酸化物測定を年1回しか行っていなかった。

同点検業務は、ゆとりとみどり振興局が請負業者と直接契約をしているものであるが、他方、本法人は、点検業務の監督補助者としての業務

をゆとりとみどり振興局から受託しており、請負業者に対しての指示及び指導やゆとりとみどり振興局に対して業務が適正に行われたことを報告する義務を負っている。しかしながら、本法人は請負業者への指示及び指導を行っておらず、点検業務が仕様書どおり実施されたか否かについて業務報告書による確認も行っていなかったため、監督補助者として請負業者への指示、指導を徹底するとともに、ゆとりとみどり振興局に対しても適正に業務が行われたことを報告するよう注意されたい。

また、ゆとりとみどり振興局においては、本件について本法人が監督補助者としての業務を行ったか否かの履行確認を確実にを行い所要の措置を講じるとともに、本法人への指導を徹底されたい。

- (5) 巡視点検業務等について現状に即した仕様書となっていなかったため注意するよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局及び本法人に対して】

本法人では、街路等への花卉等植付けや維持管理業務を請負う業者に対する業務監理や巡視点検等の業務を「花卉等植付け及び維持管理業務委託における監理・連絡調整業務委託契約」により受託しており、仕様書には対象となる花壇一覧表が記載され、月に1回花壇の巡視点検を行うこととされている。しかしながら、本法人が提出した巡視点検報告書を確認したところ、仕様書の花壇一覧表にない現場へ点検に行っているものや、仕様書の花壇一覧表にある現場へ点検に行っていないものが見受けられた。

ゆとりとみどり振興局においては、委託業務の内容を十分に精査し、常に現状に即した仕様書の内容とするよう注意するとともに、仕様書どおり履行されているかについて報告書等の確認を徹底されたい。

また、本法人の文書管理規程及び文書分類表によれば、みどり推進部の業務日誌関係書類の保存期間は5年とされているが、本契約履行の成果物である平成22年度の巡視点検報告書や監理日報等を保存していなかったため注意されたい。

- (6) 業務履行に関する報告書に責任者の押印がなかったため注意するよう求めたもの

本法人は、ゆとりとみどり振興局から公園内のナイター設備等の電気機械設備の監理業務を受託しており、当該業務仕様書には報告書等の書面をもって、業務の履行状態を速やかに報告しなければならないとされているが、本法人がゆとりとみどり振興局に提出した平成22年度のナイター設備巡回点検表を確認したところ、すべての点検表に業務責任者の押印がなかったため注意されたい。

- 6 未収金の督促記録が残されていなかったため改善するよう求めたもの

本法人では、未収金の不納欠損処理時の決裁書類において、例えば、転居先不明など回収が困難であるという具体的な説明がないまま雑損処理されていたが、督促日時、連絡手段等督促の経過に係る記録を残し、徴収の

見込みがない状況を明確にしたうえで決裁を行い、また、当該雑損処理金額については法人税法上確実に損金算入できるよう改められたい。

7 預金残高が効率的に運用されていなかったのを改善するよう求めたもの
本法人の平成22年度のすべての普通預金の通帳残高の推移を確認したところ、約9億円から約18億円の間で推移しており、残高の一部を資金運用に回せる状態であった。本法人においては、資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とした資産運用規程が設けられているところから、当該規程の趣旨をふまえ定期預金など効率的な資金運用を行うよう改善されたい。

8 指定管理業務について

(1) 事業報告書の収入金額が誤っていたので注意するよう求めたもの

八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設管理業務基本協定書によれば、指定管理者は施設における収入実績及び管理に要した経費等の収支状況を事業報告書に記載して提出しなければならないとされている。

しかしながら、指定管理者が提出した平成22年度八幡屋公園・中央体育館・大阪プール管理業務に関する事業報告書の収支状況と本法人の決算額等を照合したところ、事業報告書の集計誤りにより収入金額が相違していたので注意されたい。

(2) 本市備品の管理が不適切であったので注意するよう求めたもの

本法人が指定管理者として管理している長居公園及び長居陸上競技場ほか7施設、八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設、咲くやこの花館の備品について、本市から引き継いだ備品台帳と照合したところ、存在を確認できなかったものや数量が異なっていたものなどが多数見受けられたので注意されたい。

(意見)

本法人に対する業務委託について

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本市が平成23年3月に策定した「大阪市外郭団体改革計画」によれば、外郭団体等に対し競争性のない随意契約による委託を行っている事業等については、原則として競争入札などの競争的手続の導入を図ることとされているが、ゆとりとみどり振興局から本法人への委託業務は、本法人のこれまでの実績や行政的判断能力を有するなどの理由から全て特名随意契約で委託されているので、競争的手続の導入を図られたい。

また、これらの委託業務を、本法人がさらに特名随意契約で請負業者に再委託しているものが多数見受けられたので、本法人以外でも実施可能なものが含まれている場合は当該業務を分離して、本市からの直接委託化の検討や競争的手続導入の指導を行われたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第56号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により衛生検査所として登録したものは、次のとおりである。

平成24年3月23日

大阪市長 橋 下 徹

登録番号	開設者の名称及び所在地	衛生検査所の名称及び所在地	検査業務の内容
大28号	中央労働災害防止協会 東京都港区芝5丁目3番1号	中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター 大阪市西区土佐堀2丁目3番8号	生化学的検査 (生化学検査)
登録年月日		平成24年3月1日	

(健康福祉局 保健所保健医療対策課)

大阪市公告第57号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年3月23日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局臨海地域活性化室 立地促進担当

電話06-6615-7797

2 入札に付する物件

土地

所在地	地目	地積 (平方メートル)	予定価格
此花区夢洲東1丁目2番12、2番13、2番14	雑種地	17,098.63	824,200,000円

3 入札参加者の資格

(1) 個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること

- (2) 本件土地において、夢洲コンテナ埠頭を利用する国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工等に係る業務を行うこと

4 入札実施要領の交付場所等

- (1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ

- (2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から同年5月18日（金）まで。（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後2時から午後5時まで、前記1において無償により交付する。

また、大阪市ホームページからダウンロードできる。

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成24年5月14日（月）から同年5月18日（金）まで

午前9時30分から正午まで及び午後2時から午後5時まで

5 入札執行の日時及び場所

平成24年6月6日（水）午前11時45分

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局入札室

午前11時から午前11時30分まで受付を行う。

6 入札保証金

入札書に記入する価格の100分の10以上

※入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

7 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18条）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（港湾局臨海地域活性化室立地促進担当）

大阪市公告第58号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月23日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所総務課 電話 06-4302-9625

2 入札に付すべき事項

売払物品	予定数量
古新聞	1,010kg
ダンボール	2,170kg
ミックスペーパー	10,240kg
機密文書	24,320kg

上記の数量は予定数量であり、数量を保障するものではない。

3 引取場所及び住所

平野区役所（大阪市平野区背戸口3-8-19）

長吉出張所（大阪市平野区长吉長原2-6-58）

瓜破出張所（大阪市平野区瓜破7-2-7）

加美出張所（大阪市平野区加美鞍作1-9-3）

4 契約期間

契約締結日から平成25年3月31日

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 廃棄物再生事業者の登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）があること

※ 契約期間内に証明書の更新が必要となる場合、更新に関する誓約書（様式1）を提出できること

- (5) 入札参加申請期限までに大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に対し平成22・23年度物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること。また、物品売払入札参加資格の更新に関する誓約書（様式2）を提出できること

6 入札説明書等の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成24年4月6日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び平野区ホームページにおいて無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成24年4月6日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札参加資格の審査等

上記6の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、5にある承認証等を確認することによるので持参すること。

（写し可）持参しない場合は入札に参加することができない。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

9 入札執行の日時及び場所

入札執行日時 平成24年4月13日（金） 午前10時

入札執行場所 大阪市平野区役所5階 501会議室

10 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

11 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札。なお、開札後落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

（平野区役所総務課）

達

達第1号

大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月9日

大阪市長 橋 下 徹

第2条中第3号及び第4号を削り、同条第5号中「公文書」を「公文書（次号に規定する会計事務に係る公文書を除く。）」に、「）により」を「以下同じ。）により」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 財務会計システム 会計事務に係る公文書のうち、総務局長が会計室長と協議して定めるものの作成、保存、廃棄その他の管理に関する事務を電子情報処理組織により処理する情報処理システムで会計室長が所管するものをいう。

第2条中第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項中「文書管理システム」を「文書管理システム（会計事務に係る文書のうち、総務局長が会計室長と協議して定めるものにあつては、財務会計システム）」に改める。

第4条第5号中「文書管理システム」を「文書管理システム及び財務会計システム（以下「文書管理システム等」という。）」に改める。

第5条第7号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第13条の見出しを「（電気通信回線を通じて到達した電磁的記録の收受等）」に改め、同条中第1項及び第2項を削り、同条第3項中「で電子文書交換システム文書以外のもの」を削り、同項を同条とする。

第15条第2項から第4項までの規定中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第18条第1号中「文書管理システム」を「文書管理システム（会計事務に係る決裁文書（第25条の規定により公印を押印する公文書に係る決裁文書を除く。次号及び第20条において「会計事務に係る決裁文書」という。）にあつては、財務会計システム）」に改め、同条第2号中「は、第10号様式」を「（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムを利用して決裁文書を作成することが適当でないとき）は、第10号様式」に改める。

第20条第1項ただし書中「行う場合」を「行う場合（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムの電子決裁機能を利用して合議を行う場合）」に改める。

第25条の見出しを「（公印）」に改め、同条第1項中「、許可」を「又は許可」に改め、同条中第2項及び第3項を削る。

第26条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条中第3項を削る。

第30条第1項第4号及び第3項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第31条中「文書管理システム」を「文書管理システム（財務会計システムに保管する公文書を編集した簿冊にあつては、財務会計システム。次条第2項、第43条第1項及び第44条第1項において同じ。）」に改める。

第32条第1項、第34条第2項、第36条第2項及び第4項並びに第37条第2項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

附 則

1 この改正規程は、令達の日から施行する。

- 2 この改正規程による改正後の大阪市公文書管理規程の規定は、平成24年度以後の年度の会計事務に係る公文書について適用し、平成23年度以前の年度の会計事務に係る公文書については、なお従前の例による。

(平24.3.9 揭示済)